

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| ①【雇用】  | iii 働く場を守る          |
| ④【活性化】 | v 安心して快適に暮らすための事業推進 |

## 第1節 自然環境の保全

### 第1項 水や緑を守る取組み



#### ■ 施策の方針

町に暮らす多様な人々が自然とふれあい、はぐくむ環境に親しみ、町民共有の宝として、水や緑に対する理解を深め、守り育てる意義を共有できるよう、気軽に体験できる場所や機会の充実に図ります。日常生活において当たり前で享受している自然の恵みに感謝し、次世代に継承していくことをめざし、樹木・樹林の保全を進め、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、防災、景観形成、安価でおいしい水の提供など、自然界がもたらす様々な機能を高めていくため、水と緑のネットワークの充実に図ります。

諏訪湖については、諏訪湖創生ビジョン推進会議と連携し、水環境の再生を進めながら、親水性のある環境の整備など、開かれた水辺空間の景観や魅力を積極的に発信していきます。

#### ■ 現状と課題

町は、樹林地の占める割合が高く、約9割に植生が分布しています。

高層湿原としては南限に位置するとともに、ニッコウキスゲやマツムシソウなど400種を超える高山植物群落を形成する八島ヶ原高層湿原は国の天然記念物として、また、神域として守られてきた巨木が森として残る諏訪大社社叢は町の天然記念物として保護を図っています。町が有する恵まれた自然環境を残し伝えていく取組みを継続していくことが必要です。

自然に対する意識の啓発や各種制度づくり、緑化活動に対する支援など、町民に向けた水と緑に関する働きかけや各種支援を継続・強化していくことが必要です。

諏訪湖周辺のコンクリート護岸堤は、県の諏訪湖水辺整備マスタープランにより、自然豊かな水辺とするため、人工なぎさの整備が進みました。再生整備された湖岸をより身近なものとするため、湖畔一帯を健康づくり空間として活かすとともに、かつての豊かな生態系の再生をめざします。

諏訪湖の水質は着実に改善しています。住民が主体となった湖沼水質保全のトップランナーとして、諏訪湖浄化の取組みを広く紹介してイメージアップを図っていくことが必要です。一方で、ヒシ等の水草の大量繁茂や湖底の貧酸素の拡大といった新たな課題も発生しています。

こうした課題の解決に向けて、長野県により平成30年3月に「諏訪湖創生ビジョン」が策定され、諏訪湖の水環境保全と諏訪湖を活かしたまちづくりの実現のため、県、市町村、地域住民、企業等が一体となって各種の取組みを行っています。



湖岸清掃

町の緑地の保全及び緑化の推進を進めながら、人手を加えて構築した現在の自然循環を適正に評価・診断したうえで、人手を加えたことによって失われてしまった自然をできるだけ回復させていくとともに、今後、自然循環に人手を加える際には、自然状態をできる限り維持・向上させるよう努めます。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み                           | 内 容   |
|---------------------------------|---|
| 森林の公益的機能の増進                     | ・広葉樹の植栽や間伐などの森林整備の実施                                  |
| 環境保全型農業の促進                      | ・遊休農地解消と特定農地(町民菜園)の活用の推進                              |
| 八島高原、観音沢渓谷などの保全                 | ・高山植物保護パトロールの実施<br>・関連機関との連携による保全再生の取組み<br>・有害鳥獣対策の実施 |
| 外来種など(アレチウリ、ヒメジョオン、ブラックバスなど)の対策 | ・必要に応じた外来種除去の実施<br>・県と連携した諏訪湖の水草の適正な除去                |
| 魚食性有害鳥類(カワアイサ、カワウなど)の対策         | ・鳥類対策の実施  |

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標①-iii】【SDGsターゲット2.4】

| 町民菜園稼働率(利用区画数/募集区画数 産業振興課) |     |
|----------------------------|-----|
| 現状(令和元年度)                  | 93% |
| 目標(令和7年度)                  | 95% |

## 第2項 地球温暖化、省エネルギーへの対策



### ■ 施策の方針

第3次下諏訪町地球温暖化防止実行計画に基づき、行政が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むことで、町全体の地球温暖化に対する意識をさらに高めるとともに、第3次下諏訪町環境基本計画による安全で人にやさしいまちづくりを推進し、次の世代へ美しい自然環境を引継ぎます。

また、環境負荷の少ない、バイオマス、太陽熱、雪氷熱、地熱、風力、太陽光、温泉、小水力などの再生可能エネルギーの導入と活用を推進します。

### ■ 現状と課題

気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告において、「気候システムに対する人為的影響は明らかであり、近年の人為起源の温室効果ガス排出量は史上最高となっている」と指摘されました。また、平成27年には京都議定書以来となる新たな国際的枠組みとして、発展途上国を含む全ての国・地域が参加する「パリ協定」が採択され、国連に対して5年ごとに削減目標を提出することが義務付けられました。

町では、事業者として温室効果ガスの排出量抑制などに取り組むために下諏訪町地球温暖化防止実行計画を策定し、施設を含む町の全ての事務事業を対象に温室効果ガスの削減目標を定め、省資源と省エネルギーの推進などに取り組んできました。

地球温暖化の影響が世界的な問題となる中、令和2年度改定の第3次下諏訪町地球温暖化防止実行計画では、令和12年度までに平成25年度比で40%削減を目標とし、さらなる省資源と省エネルギー対策を推進し、再生可能エネルギーの公共施設等への導入の推進についても検討するなど、環境負荷の低減に取り組むことが求められます。一方で、地球温暖化の影響により起こりうる気象災害や気温上昇に伴う熱中症や感染症などに「適応」するための対策も今後必要となります。

いずれも事業者や住民の地球温暖化に対する意識向上が何よりも大切です。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み          | 内 容  |
|----------------|--|
| 地球温暖化防止対策の推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下諏訪町地球温暖化防止実行計画の着実な推進</li> <li>・公用車更新時の低公害車(エコカー)への切替</li> <li>・徒歩、自転車利用の推進、アイドリングストップの実施</li> <li>・環境に配慮した製品購入の推進と啓発</li> </ul> |
| 再生可能エネルギー導入の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設における再生可能エネルギー利用推進の検討</li> <li>・住宅への再生可能エネルギー導入に対する支援制度の検討</li> </ul>   |

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット7.3】

| グリーン購入法適合公用車割合 (庁内公用車両における適合車両の割合 総務課) |            |
|--|------------|
| 現状 (令和元年度)                             | 目標 (令和7年度) |
| 30.1%                                  | 42.3%      |

## 第2節 農林漁業の育成

### 第1項 農業の育成と支援



### ■ 施策の方針

農業者や農地面積が減少し、大規模農業への転換は難しい状況ではあるものの、経営、技術に関する支援により認定農業者を中心とした高品質・多品種生産などへの転換を図り、高収益農業をめざすとともに、新規就農者の支援、担い手の育成、後継者の育成に努めます。

また、地産地消の推進、地域の食材を活用した特産品の開発と販路拡大、遊休農地の解消により地域農業の活性化を図り、農地の多面的機能の維持増進につなげます。



食農教育の田植え作業

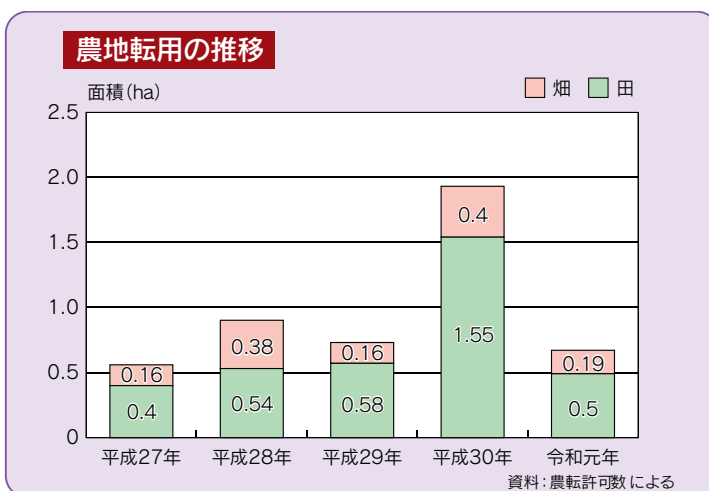
### ■ 現状と課題

果樹、花き農家を中心に品種改良が進み、高品質・多品種生産が行われ、朝市・大型店舗などによる農産物の販売に意欲的に取り組んでいます。しかし、農業者の高齢化と担い手不足が進み、市街地では都市化の影響から農地の新規取得、集積・集約が難しく、農地の多くを占める中山間地域においても基盤整備の導入は難しい状況です。近代化の遅れと野生鳥獣による農業被害の拡大により遊休農地・荒廃農地が増加するとともに、農業用水路などの農業用施設についても維持管理の負担が増大しています。

農地は、農産物の生産の場のみならず生態系の保全、雨水の貯留など多面的機能を有しており、遊休農地・荒廃農地の増加による機能の低下が懸念されています。

農業振興では、遊休農地の有効利用を推進するとともに、観光業と連携しながら地元農作物のPR活動などの取組みを積極的に進める必要があります。

このような状況の中で、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）については、国の「総合的なTPP等関連政策大綱」の改訂も踏まえ、県の対応方針を注視していく必要があります。



### ■ 施策の展開

| 主な取組み                | 内 容  |
|----------------------|--|
| 農業経営者と後継者の育成         | <ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者と新規就農者の確保、育成</li> <li>農業の担い手と規模拡大の支援</li> <li>学校との連携による食農教育の推進</li> <li>就農相談窓口制度の検討</li> </ul>                           |
| 利水施設の整備と水源の確保        | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な施設の改修</li> </ul>  |
| 中山間農地の多面的機能の維持増進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地の保全管理の推進</li> <li>電気柵などを活用した鳥獣被害防除</li> <li>農業生産条件の強化</li> </ul>  |
| 地産地消の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>地元農産物の消費拡大の推進</li> <li>農産物即売会との連携強化</li> <li>学校給食への食材提供などによる地産地消の推進</li> </ul>  |
| 先進技術や地域資源を活用した農産物の導入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携強化による推進</li> <li>農業振興特別対策事業の充実</li> </ul>   |
| 遊休農地の解消              | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地パトロールの実施</li> <li>利用意向調査の実施</li> <li>特定農地（町民菜園）の有効利用</li> <li>農地中間管理機構の利用の検討</li> <li>農業経営基盤強化促進法などの活用による農地利用の拡大</li> </ul> |

## 第2章

## 自然の恵みを大切にすまちづくり

| 主な取組み          | 内 容  |
|----------------|--|
| 病虫害防除対策        | ・化学農薬低減のためのフェロモン剤などの環境にやさしい防除技術導入指導による病虫害防除対策の推進 |
| 食材を活かした他分野との連携 | ・観光業とタイアップした農産物のPR活動の推進<br>・資源を活用した6次産業化への支援     |
| 野生鳥獣による農業被害対策  | ・補助事業の活用促進<br>・野生鳥獣の個体数調整の実施                     |

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

#### 【総合戦略目標①- iii】【SDGsターゲット2.4】

| 野生鳥獣の個体数調整（駆除数 産業振興課） |           |
|-----------------------|-----------|
| 現状（令和元年度）             | 目標（令和7年度） |
| 156頭                  | 335頭      |

### 第2項 林業の育成と支援



#### ■ 施策の方針

林業は、森林のもつ多面的機能の発揮を支える重要な役割を担っています。下諏訪町森林整備計画に基づく森林整備を進め、森林の機能を総合的かつ高度に発揮させるとともに、特定鳥獣保護管理計画に基づき野生鳥獣の個体数を適正に管理し、森林被害の抑制を図ります。施業を効率的に行うため、森林環境譲与税を活用し、所有規模が零細な個人有林を計画的に集約し、林業振興の重要な役割を担う森林組合、林業事業者に対する育成強化や林業後継者の育成・確保に努めながら、地域全体の共有財産である森林を守るために、民公協働による環境保全活動や森林づくりへの支援を積極的かつ継続的に進めます。

また、木材搬出のための林道、作業道などの維持や整備を計画的に行い、地域材を安定供給できる体制の構築と販路拡大の検討を進めます。

#### ■ 現状と課題

町の総面積の84%が森林であり、町土の60%を占める民有林のうち、カラマツを主体とした人工林の割合が58%となっています。

公有林や財産区など団体有林では収穫可能な最終間伐が進んでいるものの、個人有林については、就業者の減少や所有者の高齢化、木材価格の低迷により、間伐などの森林整備が遅れています。町や林業事業者を中心とした施業の集約化などによる間伐の推進と路網の整備が必要です。

近年増加している自然災害への対策として、森林が持つ多面的機能を十分に発揮できるよう、伐期を見据えて均衡のとれた健全な林分造成をゾーニングすることが重要です。

管理が不十分なことによる森林の荒廃と野生鳥獣の適正な頭数管理の遅れなどから、鳥獣被害が拡大している現状を踏まえ、猟友会との連携や狩猟者の確保にも努めていく必要があります。



ヒノキの枝打ち

### 施策の展開

| 主な取組み               | 内 容  |
|---------------------|--|
| 下諏訪町森林整備計画に基づく整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽、保育などの森林整備の計画的推進</li> <li>・林道などの作業路網整備の計画的な推進</li> </ul>                                 |
| 森林の持つ公益的機能の増進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽や間伐などの森林整備による山地災害防止や水源かん養などの公益機能の増進</li> </ul>   |
| 林業労働者および林業後継者の育成    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合などの林業事業体の育成強化</li> </ul>   |
| 補助制度、公共事業の導入        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・信州の森林づくり事業の活用</li> <li>・保安林の指定による治山事業の導入</li> <li>・林地台帳の整備と広域連携による効率的な森林管理業務の推進</li> </ul> |
| 路網の整備               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道、作業道などの開設と安全確保のための法面改良、路面整備等の維持・管理</li> </ul>  |
| 野生鳥獣による森林被害対策       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定鳥獣保護管理計画に基づく野生鳥獣の個体数調整の実施</li> <li>・御柱用材を育む会などの団体と連携した防護ネットなどの設置</li> </ul>              |
| 森林病虫害の防除            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な巡視などによる予察の実施</li> </ul>  |
| 民公協働による森林づくり        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や地域コミュニティ、子どもたちとの連携による森林づくりの推進</li> </ul>  |

### 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標①- iii】【SDGsターゲット15.2】

| 森林整備施行面積（公有林及び補助事業による民有林の整備面積 産業振興課） |        |
|--------------------------------------|--------|
| 現状（令和元年度）                            | 30ha   |
| 目標（令和7年度）                            | 30ha以上 |

### 第3項 漁業への支援



#### 施策の方針

長野県や諏訪湖創生ビジョン推進会議と連携し、諏訪湖の自然環境の保全と復元のための各種団体の活動を支援します。

諏訪湖漁業協同組合による水産資源の回復のための事業を支援するとともに、諏訪湖の漁労と伝統的食文化の普及啓発や観光資源としての活用を促進することにより湖を核とした人々の交流を促進します。



カワウ・カワアイサの追い払い

### ■ 現状と課題

諏訪湖の漁業は、近年の気候変動による生態系の変化により、魚介類の生息環境が悪化しつつあり、漁獲量は年々減少傾向にあります。特に漁獲の主力であるワカサギは、鳥類による捕食被害、生息環境の変化により、採卵量が大きく減少してきており、諏訪湖の漁業と環境保全を主体的に担っている漁業関係者の安定的な収入が損なわれつつあるため、経営的に必要な採卵量の確保が課題となっています。

平成28年にはワカサギを始めとした魚介類の大量死が発生し、諏訪湖の生態系に大きな影響を及ぼしており、漁獲量の回復には魚介類の生息・産卵場所、湖内環境の整備が必要です。

ブラックバスなどの外来魚の駆除、カワアイサなどの魚食性鳥類の食害防止、ヒシ等の水草の繁茂による貧酸素化などを改善するための対策により、ワカサギ等の生息環境の保全を図る必要があります。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み       | 内 容  |
|-------------|--|
| 諏訪湖環境の改善    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貧酸素化改善対策の推進</li> <li>・魚の生息環境整備の推進</li> </ul> |
| 魚類増殖事業の支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワカサギ採卵事業の支援</li> </ul>                       |
| 外来魚駆除対策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーギルやブラックバス等の外来魚駆除事業の支援</li> </ul>          |
| 地元産魚介類の消費拡大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光業、小売業と連携した販路拡大の取組みの促進</li> </ul>           |
| 観光産業との連携    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光業と連携した事業の創出支援</li> </ul>                   |
| 魚食性鳥類被害防除対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・カワアイサ・カワウ等の追い払いの実施及び有効な防除対策の検討</li> </ul>    |

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標①- iii】【SDGsターゲット2.3】

| ワカサギ受精卵放流量 (補助事業実施報告数値 産業振興課) |            |
|-------------------------------|------------|
| 現状 (平成27年度～令和元年度平均)           | 目標 (令和7年度) |
| 7.7億粒                         | 8億粒        |

## 第3節 町土の開発と保全

### 第1項 土地の活用と保全



### ■ 施策の方針

国土利用計画第2次下諏訪町計画に基づき、町土の均衡ある発展を図るため、人口減少社会においても、生活基盤の効率のかつ持続的な活用ができるよう、コンパクトな都市形成をめざします。



上空から見た諏訪地域

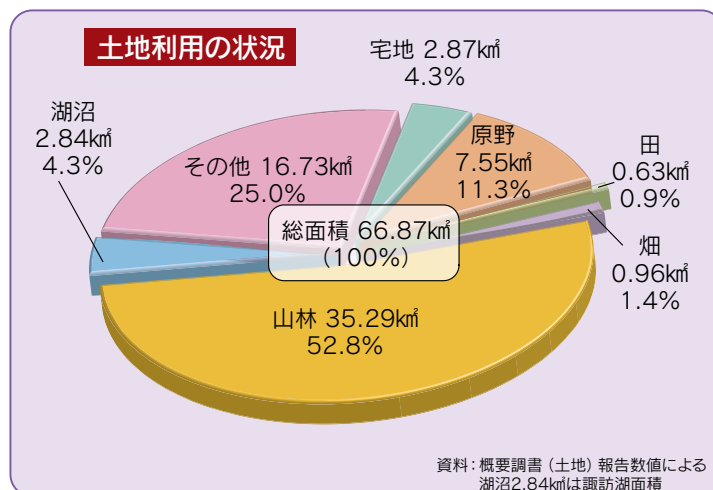
町土は、自然的利用がされている森林を主体とした山間地、里山や農地などの中山間地、都市的利用がされている平坦地に大別されますが、開発・利用と保全の間に調和と均衡を図ることが必要です。

市街地においては、都市計画の積極的な運用により良好な住環境の整備を図り、暮らしやすいまちの実現を図るとともに、安心安全なまちづくりに向けて防災施設を適正に配置し、町土の保全のための防災事業を促進します。

### ■ 現状と課題

町土の大部分を占める山間地と中山間地では、一部において市街地の都市的機能を補完しているものの、産業構造の変化や価値観の多様化及び高齢化の進行により農地の減少や民有林の荒廃などが進行しつつあり、町土の保全機能を持続的に発揮するため、多面的な利用の促進と防災減災対策が必要です。

市街地では、温泉や下水道施設などの社会資本が整備され、地形的に可住地面積の拡大が困難なため地価が比較的高い傾向にあります。また、建築密度も高く、用途が混在した状況となっており、用途規制をはじめ規制の適正な運用と適切な見直しが必要となってきたことに加え、各種災害に対して安心安全なまちづくりと温暖化現象などの地球規模の環境保全に対応できる、環境に優しいまちづくりを推進する必要があります。



### ■ 施策の展開

| 主な取組み                       | 内 容   |
|-----------------------------|---|
| 調和のとれたコンパクトな市街地形成の促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域などの地域地区の見直し</li> <li>都市計画基礎調査などの実態調査の実施</li> <li>景観計画と景観条例による良好な住環境の保全と整備の促進</li> </ul>    |
| 民間都市開発の指導、規制、誘導             | <ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為の指導、規制</li> <li>景観計画、景観条例による誘導、指導、規制</li> <li>まちづくり協定や景観形成に係る住民協定の締結促進と誘導、指導、規制</li> </ul> |
| 土地区画整理事業の導入の検討              | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種の土地区画整理事業の調査と施行の検討</li> </ul>  |
| 省エネルギー、低炭素型宅地開発の研究調査と事業化の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>エコタウン構想などの研究調査と事業化に向けた取組みの促進</li> </ul>  |
| 空き家対策の推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者に対する空き家の適正な管理指導の実施</li> <li>専門家の指導に基づく特定空き家の現状調査の実施</li> <li>特定空き家の除去に向けた取組みの推進</li> </ul>  |
| 地籍調査の実施検討                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地籍調査の実施に向けた情報収集</li> </ul>   |



## 第2章

## 自然の恵みを大切にするまちづくり

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標①- iii】【SDGsターゲット8.3】

| 店舗、工場、農地の低未利用地の紹介件数(空き店舗活性化事業及び商工業振興助成事業等補助件数 産業振興課) |      |
|--|------|
| 現状 (平成27年度～令和元年度平均)                                  | 7.6件 |
| 目標 (令和7年度)   | 8件   |